

(参考資料)

**民間の能力を活用した国管理空港等の
運営等に関する法律案について**

●民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案

地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等についてPFI法に基づく公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講ずる。

背景

地域の交通基盤としての空港を活用し、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る必要

現状と課題

全国28空港の着陸料収入を
プール管理(特別会計)

国が運営することによる
地元感覚、経営感覚の不足

滑走路等(国)と空港ビル等
(民間)の運営主体が分離

改革の方向性

地域特性とニーズに対応した
個別空港ごとの経営

民間の資金
経営能力の活用

空港と空港関連企業との
経営一体化

地域の実情に応じた民間による経営の一体化

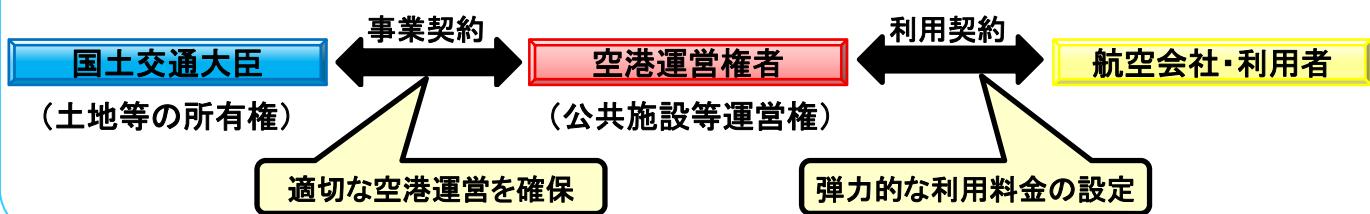
災害復旧等に国が適切に関与できる仕組みが必要

多様な空港管理形態の1つの選択肢として、国が土地等を所有した上で
対象空港・事業者を選定できるPFI法の公共施設等運営権制度を活用できる仕組みを創設

※宮城県は、被災地復興の象徴的事業として、仙台空港の民間運営化の早期実現を提唱

法案の概要

【基本スキーム】: 国管理空港におけるPFI法の公共施設等運営権制度の活用



【PFI法の特例措置】: 対象空港等は地域の実情を踏まえ、その意見を聴いた上で選定

○国土交通大臣は、地域の実情を踏まえ、関係者相互の連携の下に、地域活力の向上が図られるべきことを基本理念として空港運営に係る基本方針を策定。

○国土交通大臣は、対象空港・事業者等の選定の際には、関係地方公共団体、関係事業者等により空港ごとに構成されている協議会の意見を聴取。

【航空法、空港法等の特例措置】: 空港運営権者を適切に監督

○空港運営権者による空港運営の安全性、利用者利便の確保のため、空港保安管理規程の策定、届出及び着陸料等の届出を義務付けるとともに、国の変更命令の対象とする等、国の監督措置を規定。

○地方管理空港等についても、設置管理者である地方公共団体の判断により、同様に運営等の民間委託を可能とするため、PFI法、航空法、空港法の特例措置等の関係規定を整備。

民活空港運営法案の再提出にあたっての修正点

- 空港運営の民間委託は、地域の実情に応じ関係事業者、関係自治体と連携の上で、地域活力の向上を目的とすべきことを基本理念として明確化。
 - ⇒ 「空港運営の民間委託」は、多様な空港管理形態の1つの選択肢に過ぎず、その目的はあくまでも「地域の活性化」であることを規定。
- 空港運営の民間委託は、空港毎の地域協議会の意見を聴いた上で進める。
 - ⇒ 地域の実情に応じた空港経営改革とするため、対象空港等は地域の意見を聴いた上で選定することを法律上の仕組みとして規定。

空港法第14条において、「空港管理者は、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができる」旨規定されている。



【国管理空港における空港法協議会設置状況】〔22空港〕

大分空港、宮崎空港、小松空港、新千歳空港、長崎空港、鹿児島空港、仙台空港、松山空港、稚内空港、北九州空港、三沢空港、広島空港、高松空港、熊本空港、釧路空港、米子空港、那覇空港、高知空港、函館空港、新潟空港、茨城空港、徳島空港